

# 官報号外 平成五年四月九日

○ 第百二十六回 参議院会議録第十号

平成五年四月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十号

平成五年四月九日

午前十時開議

第一 流通業務市街地の整備に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第二 不正競争防止法(内閣提出)

第三 林業改善資金助成法の一部を改正する法

律案(内閣提出)

第四 林業等振興資金金融暫定措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

第五 社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開

(内閣提出)

○ 本日の会議に付した案件

一、政治の信頼確立と政治改革の推進に関する

決議案(前田勲男君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お詫びいたします。

前田勲男君外八名発議に係る政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれ

を議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。前田勲男君。

[議案は本号末尾に掲載]

[前田勲男君登壇 拍手]

○ 前田勲男君 大切な議題となりました自由民

主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民

会議、民社党・スポーツ・国民連合及び民主改革連合の各会派共同提案に係る政治の信頼確立と政

治改革の推進に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。

何とぞ、提案の趣旨を御理解願いまして、皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○ 議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

○ 議長(原文兵衛君) 本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

[賛成者起立]

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言

本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

[賛成者起立]

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言

を認められました。宮澤内閣総理大臣。

○ 国務大臣(宮澤喜一君) ただいまの御決議に対しまして、所信を申し上げます。

相次ぐ不祥事によって国民の政治不信がかつてないほどに深刻なものになっていることは極めて遺憾であり、残念なことがあります。これまで、

政治は、国民の信頼なくして成り立つもので

はなく、このまま事態を放置すれば、我が国の

議会制民主主義は重大な危機に陥ることは明らかである。今こそ、このような事件の再発を防止し、政治に対する国民の信頼を回復すること

が急務である。

そのためには、国民の政治に対する厳しい批判を厳粛に受けとめ、相次ぐ不祥事の根源を徹底的に究明するとともに、政治倫理の確立、選挙制度の改革等国民が納得できる抜本的政治改革に不退転の決意を取り組み、国民の信頼と負託に応えることが国会の責務である。

本院は、前国会以来これらの課題実現のために綱意努力を続けてきたところであるが、今

国会においても、国民の政治に対する信頼をさらに向上させるため、実効をあげうる必要な措

置を含め、抜本的な政治改革を断行し、もって

政治への不信を払拭するよう努めるものとす

る。

なお、政府に対しても抜本的な政治改革の実現に積極的に努力するよう、強く要求するものである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ、提案の趣旨を御理解願いまして、皆様の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○ 議長(原文兵衛君) 本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

[賛成者起立]

○ 議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言

を認められました。宮澤内閣総理大臣。

○ 国務大臣(宮澤喜一君) ただいまの御決議に対しまして、所信を申し上げます。

相次ぐ不祥事によって国民の政治不信がかつてないほどに深刻なものになっていることは極めて遺憾であり、残念なことがあります。これまで、

政治は、国民の信頼なくして成り立つもので

はなく、このまま事態を放置すれば、我が国の

議会制民主主義は重大な危機に陥ることは明らかである。今こそ、このような事件の再発を防止し、政治に対する国民の信頼を回復すること

が急務である。

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お詫びいたします。

前田勲男君外八名発議に係る政治の信頼確立と

政治改革の推進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれ

が急務である。

○ 議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お詫びいたします。

前田勲男君外八名発議に係る政治の信頼確立と

政治改革の推進に関する決議案は、







官報(号外)

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議

佐川急便事件等最近における相次ぐ一連の不祥事は、国民の政治に対する不信を増幅し、まさに憂慮すべき事態に至っている。

政治は、国民の信頼なくして成り立つものではなく、このまま事態を放置すれば、我が国の議会制民主主義は重大な危機に陥ることは明らかである。今こそ、このような事件の再発を防止し、政治に対する国民の信頼を回復することが急務である。

そのためには、国民の政治に対する厳しい批判を厳粛に受けとめ、相次ぐ不祥事の根源を徹底的に究明するとともに、政治倫理の確立、選挙制度の改革等国民が納得できる抜本的政治改革に不退転の決意で取り組み、国民の信頼と負託に応えることが国会の責務である。

本院は、前国会以来、これらの課題実現のために鋭意努力を続けてきたところであるが、今国会においても、国民の政治に対する信頼をさらに向上させるため、実効をあげる必要な措置を含め、抜本的な政治改革を断行し、もって政治への不信を払拭するよう努めるものとする。

なお、政府に対しても抜本的な政治改革の実現に積極的に努力するよう、強く要求するものである。

右決議する。

審査報告書

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月八日 建設委員長 梶原 敬義

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会情勢の変化に対応した流通業務施設の整備に関する基本方針の策定権限の都道府県知事への委譲、流通業務地区内の立地規制の緩和及び流通業務効率化基盤整備事業を行うものに対する産業基盤整備基金による債務保証等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、流通業務施設の整備に関する基本指針の策定に当たっては、地方圏の自立的成長及び国土の均衡ある発展を図るため、流通業務市街地を整備すべき都市が特定の地域に集中することなく国土の全域にわたりニーズに応じて適正に整備されるよう配慮するとともに、流通業務施設の整備に関する事項についても地方公共団体の意向が十分に尊重されるよう配慮すること。

二、流通業務施設の整備に関する基本方針の承認に当たっては、地域の自主性、主体性を最大限尊重し、迅速に処理を行うよう十分配慮すること。

三、都市計画に流通業務地区を定める場合においては、当該地区及びその周辺の地域における無秩序な市街化の防止に配慮するとともに、適正かつ合理的な土地利用及び健全な都市環境の形成に資するものとなるよう指導に十分配慮すること。

四、流通業務地区において建設することのできる

流通業務の用に供する事務所については、当該施設の規模及び当該施設における業務の内容等が流通業務地区的趣旨・目的に違背しないよう十分配慮するとともに、用途の変更等による違反行為が生じることのないよう指導監督に十分配慮すること。

五、流通業務効率化基盤整備事業については、当該事業が中小企業の活性化に資するものとなるよう十分配慮すること。

六、流通業務市街地の整備に関しては、地域の特性を生かしたまちづくりが円滑に進められるよう、関係省庁は、地方公共団体による地方独自の事業を進めるための環境整備に努めること。

右決議する。

右  
改正する法律案  
平成五年三月九日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一  
国会に提出する。

右  
改正する法律案  
平成五年三月九日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一  
国会に提出する。

右  
改正する法律案  
平成五年三月九日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一  
国会に提出する。

第一條中「都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている大都市」を「都市」に改める。

第二條第一項中第五号を第六号に改める。

第三条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、基本指針に基づき、次に掲げる要件のいずれかに該当する都市(その周辺の地域を含む。以下この条、次条及び第三十六条において同じ。)について、流通業務施設の整備に関する基本方針(以下この条及び次条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

一 相当数の流通業務施設の立地により流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来している都市であつて、流通業務市街地を整備することが相当と認められるものであること。

二 高速自動車国道その他の高速輸送に係る施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて、これにより流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来すおそれがあると認められる都市であつて、流通業務市街地を整備することが相当数の流通業務施設の立地が見込まれ、こと

と認められるものであること。

第三条第二項中「次の各号に<sup>一</sup>を<sup>二</sup>次に<sup>一</sup>に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「当該大都市の都心の区域及びその他の区域における」を削り、同号を同項第一号とし、同号の前に次の一号を加える。













項、第六条及び第七条において同じ。」と、同法第十二条及び第七条中「他人の」であるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四条及び第七条中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第五条第一項及び第二項中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二条第一項第一号から第九号まで又は第十二号」とあり、同項第一号中「第二条第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十二条第一項第一号中「第一条第一項第一号中「第一号、第二号及び第十一号」とあり、及び同法第十三条第一号中「第二条第一項第一号又は第十号」とあるのは「第二条第一項第一号」と、同法第五条第一項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第七条中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十二条第一項第一号中「商品若しくは營業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは營業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)」とあるのは「營業の普通名称又は同一若しくは類似の營業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示を

し、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡展示し、輸出し、若しくは輸入する行為（同項第十号及び第十一号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。）」とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的で場合は輸入する行為（同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。）」とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に」とあるのは「登録商標に」と、「その商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同条第二項中「商品又は營業」とあるのは「營業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。）」とあるのは「自己の氏名を使用する者」と、同項第一号中「他人の商品等表示を

卷之三

**(政令への委任)**  
第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第十四条** 附則第二条から第十一條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水產委員長 吉川芳里  
參議院議長 原文兵衛殿

審查報告書

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

農林水產委員長 吉川芳里  
參議院議長 原文兵衛殿

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次代を担う林業者の養成確保等に資するため、青年林業者等養成確保資金及び林業労働福祉施設資金を創設するとともに、借受者の利便を図るために償還期間を延長する等の措置を講じようとするものであつて、

妥当な措置と認める

示と同一又は類似の商品等表示」とあるのは

なお、別紙の附帯決議を行つた

「他の登録商標と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者(そ

本  
注

林業改善資金造成に必要な経費として一億六千六百六十六万七千円が平成五年度一般会計予算に計上されている。

近年、我が國森林・林業をめぐる情勢は、森林の有する各種機能の發揮に対する国民の要請が多く様化・高度化する一方、国内の林業生産活動は、

よつて政府は、造林・林道等の生産基盤の整備資源の維持培養を図る上でも憂慮すべき状況となつてゐる。

本法の施行に当たっては、次の事項の実現について度の拡充等のため積極的な推進を図るとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現について一度の遺憾なきを期すべきである。

社会との連携を強化しつつ、学習研究体制・林業試験研究機関の整備、グループ活動の活性化に努めるとともに、個性と魅力のある地域づくり、都市との交流の促進、その他有効な施策の充実を図ること。

二 林業労働者を確保するため、雇用の安定、学  
樹基準法の完全適用、社会保険への加入促進、  
福利厚生施設の整備等労働条件の向上及び労働  
安全衛生の確保等に努めるとともに、高性能材  
業機械の開発・導入を促進すること。



林業活性化基本方針に沿って、林業事業体の体质強化、機械化の促進、林業労働力の確保等各般の施策を総合的に講ずることにより、林業担当の育成強化を推進すること。

二 「森林資源に関する長期の見通し」については、物の需給に関する基本計画及び重要な林産物の需給に関する長期の見通しについては、国際的及び国内的諸情勢を的確に把握して、必要に応じ改定するとともに、計画実施に必要な関係諸施策の推進に努めること。

三 林道及び造林等の林業生産基盤の整備をさらに積極的に推進するとともに、健全な森林を育成し、その有する多面的な機能の發揮を図るため、計画的に間伐を実施すること。

また、急傾斜地に対応した間伐等育林用機械の開発、流通加工施設の整備等間伐の条件整備を進めるとともに、間伐材の有効利用を促進するよう需要開発等に努めること。

四 森林施業を計画的に実施し、特用林産物関係その他地域の事業との就労の組み合わせ等を推進して雇用の安定と労働条件の改善に努めるとともに、生活環境の改善も含めた山村振興対策をさらに一層推進すること。

また、林業労働における災害の発生の防止とともに、労働安全衛生対策の充実を図ること。

五 国産材をベースとした的確な木材需給計画を立て、外材の秩序ある輸入を図るなど、需給の調整と木材価格の安定のための積極的な対策を講ずること。

六 充実しつつある人工林資源の有効利用を推進するため、森林所有者、素材生産・流通・加工に携わる関係者の合意形成を図りつつ、需要者ニーズに対応し得る、品質の確保された製品

の低コスト安定供給体制を整備するとともに、木材需要の拡大と木材産業の高度化を推進すること。

七 本法の運用については、中小・零細林家及び事業者の利便に留意し、林業経営改善計画及び合理化計画の認定、貸出等の手続の円滑・簡素化を期するとともに、資金需要の動向に応じた資金枠の確保等その円滑な実施を図ること。右決議する。

林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成五年二月二十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

林業等振興資金金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

正する法律

林業等振興資金金融通暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項「国内産木材」を「木材」に改める。

第二条第一項及び第二項中「国内産木材」を「木材」に改め、同条第三項中「するときは」の下に「木材の生産及び流通の合理化に関する事項（第五条第二項第三号に掲げる者に係る部分に限る。）について関係行政機関の長に協議し、かつ」を加える。

第五条第一項中「国内産木材」を「木材」に改め、「合理化計画」という。」の下に「であつて生産行

程の改善、經營管理の合理化その他の事業の經營改善に関する措置を内容とするもの」を加え、同

項第一号中「生産森林組合又は森林組合連合会」を「森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法第三号）を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 森林所有者  
又は関連事業者の組織する団体

第六条第一号中「前条第一項」の下に「又は第二項」を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「国内産木材」を「木材」に改め、「とるべき」の下に「次に掲げる」を加え、同号に次のように加える。

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の經營改善に関する措置

ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

は、木材の生産部門又は流通部門の構造改

善に関する措置

官 報 (号外)

審査報告書

社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月八日

厚生委員長 細谷 昭雄

参議院議長 原 文兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老人訪問看護事業の普及を図るために、社会福祉・医療事業団及び沖縄振興開発金融公庫の業務に、同事業に要する資金の貸付けの業務を追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講すべきである。

一 今後の高齢社会における在宅看護を充実するため、老人訪問看護事業と高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略の諸事業との密接な連携を図るとともに、市町村の老人保健福祉計画を通じて老人訪問看護事業の一層の普及を図ること。  
二 老人訪問看護事業の実施に当たっては、利用者が適宜・適切なサービスを受けられるようホームヘルプ事業との連携及び調整を十分に図ること。また、必要な訪問看護婦等の確保に努めること。

めること。

三 高齢者施策の推進に資するため、社会福祉・医療事業団においては、融資内容の充実に引き続き努力すること。

右決議する。

平成五年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

社会福祉・医療事業団法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

一、第五号及び第五号の二に改める。

第二十八条第一項第三号中「第五号」の下に「及び第五号の二」を加え、「及び同項第六号」を「並びに同項第六号」に改める。

第二条 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第六号中「長期資金を貸し付けること」を「長期資金を貸付けを行い、及び沖縄において指定老人訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に對して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること」に改め、同条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 指定老人訪問看護事業 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の指定に係る同法第六条第五項に規定する老人訪問看護事業をいう。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条中「第二号の二まで」の下に「及び第五号の二」を加える。

第二十一条第一項第五号中「次号」を「第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 指定老人訪問看護事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の指定に係る同法第六条第五項に規定する老人訪問看護事業をいう。）を行ふ医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。

第二十二条第一項第一号中「及び第五号」を

官 報 (号 外)

平成五年四月九日

參議院會議錄第十號

明治二十五年三月三十一日

発行所  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電 話  
03  
(3587)  
4302

定価  
本邦一部  
一〇三円  
税  
配  
送  
料  
別